

プレミアムサポート補償約款

第1条（プレミアムサポート補償約款の適用）

株式会社ノジマ（以下「当社」といいます）は、プレミアムサポート補償約款（以下「本約款」といいます。）に基づき「スマートフォン プレミアム安心サポートサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。

(1) 携帯電話機等

当社が販売する指定機種でのご案内となります

(2) サービス利用契約

本約款に基づき当社とお客様との間で締結する本サービスの利用に関する契約

(3) ご利用者

当社とサービス利用契約を締結されているお客様

(4) 登録電話機等

本サービスに申し込む携帯電話機等としてお客様が本サービスの利用申込の際に指定され、補償対象事故が発生した際に本サービスの適用による補償を受けることができる携帯電話機等

(5) 補償

補償対象事故が発生ご利用者より当社に対して請求があった場合に、(a)登録電話機等の代替品として新たに交換電話機等を当社からご利用者に提供すること（以下「再生品交換サービス」といいます。）、または、(b)「プレミアムサポート補償約款」記載の上限額の範囲内で修理代金額相当のノジマスーパーポイントをご利用者に還元すること（以下「修理代金還元」といいます。）サービス

(6) 交換電話機等

補償により、登録電話機等の代替品として当社がご利用者に提供する携帯電話機等。なお、交換電話機等は、他のご利用者が利用されていた携帯電話機等を当社が回収し、修理したうえで、外装を交換し新製品の出荷時と同様の状態に初期化した再生品、または他のご利用者が利用されていた携帯電話機等を当社が回収したもののうち、当社が別に定める基準を満たし、修理や外装交換をせず初期化した再生品となります。

(7) 旧電話機等

補償によりご利用者が当社から交換電話機等を受領され、交換電話機等が新たな登録電話機等となった日以降における従前の登録電話機等

(8) 補償対象事故

登録電話機等が正常にご利用いただけない状態となった原因のうち、補償を受けることができる種類の事故等として本約款に定めるもの

(9) キャリア

携帯電話などの移動体通信機器で使われる通信回線網を自社で設置、運用し、独自に通信サービスを提供する電気通信事業者

(10) 補償請求事由

補償のお申込み時に、登録電話機等に生じた補償対象事故としてご利用者が当社に申告された事由

(11) 自然故障

取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用方法により発生した故障

(12) 補償対象期間

ご利用者が登録電話機等について補償を受けることのできる期間

(13) ポイント

ノジマスーパーポイント

(14)ノジマ返却プログラムについて

□対象機種種の故障に関しては背面の破損、カメラ部分の割れなども対象となります。

第3条（サービス概要）

□当社は、ご利用者に対して、登録電話機等に補償対象事故が生じた際に、ご利用者のお申し出に基づき補償を行います。

第4条（申込条件）

□お客様は本サービスの利用申込にあたり、お申込時点において次の各号に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

(1)本サービスに登録電話機等としてお申し込みいただく携帯電話機等を当社で査定し電話機本体の所有権を当社へ譲渡を行う。

査定後商品登録の後、加入費用の入金と同時に所有権をサービスご利用者に帰属する。

(2)本サービスに登録電話機等としてお申し込みいただく携帯電話機等が、補償対象事故その他の原因により正常にご利用いただけない状態にないこと。

(3)本サービスに登録電話機等としてお申し込みいただく携帯電話機等について、外見上傷や破損がないこと。

(4)本サービスに登録電話機等としてお申し込みいただく携帯電話機等が、第三者において紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。

(5)本サービス登録電話機はIMEI(製造番号)登録を行う必要がございます

(6)本サービス加入はノジマモバイル会員登録が必須となります

(7)ご利用者の加入上限数は10台までとし加入時に利用者情報の入力を必須といたします。

□前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、当社はおお客様からの本サービスへの利用申込をお断りすることがあります。

20230825

(1)過去に本約款に違反したことがある場合または過去に本約款に基づき当社から契約を解除されたことがある場合

(2)その他当社が不適切と判断した場合

第5条（申込方法及び契約の成立時期）

□当社は、前項に従いお客様より本サービスの利用申込を受けた場合は、基準に従いそのお申込内容を審査し、適正かつ申込条件を満たすお申し込みであると判断した場合にお客様に対して通知をし、同通知をもってお客様と当社との間に登録電話機等についてサービス利用契約が成立するものとします。

□本サービスにお申し込みいただくことができる登録電話機等の台数は、1つの携帯電話機等の購入契約または機種変更契約につき1台までとします。

第6条（変更の届出）

□ご利用者に関する事項について、当社に届出ていただいた内容に変更が生じた場合、当社店舗窓口へご来店いただき、速やかにその変更を届出るものとします

変更手続きが無いサービスのご利用については第7条2項に基づいて対応いたします

第7条（ご利用料金のお支払方法）

□プラチナ補償、ハイスペック補償、バッテリー補償（以下、「プレミアム補償」とする）のご利用者でショッピングローンと合わせてのご請求となります。

□本サービスの利用にあたり定める補償プランに応じたご利用料の支払いが必要になります。対象サービス以外の製品の補償対応は致しかねます。

第8条（補償対象期間及び中途解約について）

□補償の対象期間は、サービス利用契約の申込日より起算し、2年間の補償サービスと

なります。なお、「プレミアム補償」につきましては、2年経過後は、通知なく自動的に更新となります。

□補償期間中の解約については当社店舗での窓口にて受付を行う。

なお、解約後は、当補償サービスは一切受けられないものとする。

□申込後支払いが発生後の返金はできないものとします。

□加入後、ご利用者様の都合で携帯電話機器を機種変更などの理由から変更があった場合は第6条に基づき当社店舗にて対象機種の更新が必要になります。

※端末情報が自動反映されるものではございません。

□加入後、お客様支払いクレジットカードの都合で自動解約になる場合がございます

その場合につきましては店頭での再加入が必要となりますためご了承ください

※例)クレジットカードの番号変更やショッピング枠の上限での未払い時

第9条（補償のご利用回数）

□ご利用者は、補償対象期間内に定めた回数を上限として、本サービスを利用することができるものとします。

第10条（本サービスにおける補償対象事故）

□本サービスにおける補償対象事故は、以下のとおりです。

(1)水濡れその他偶然の事故による登録電話機等の全損または一部の破損

(2)登録電話機等の自然故障

(3)登録電話機等の紛失

2.□本サービスの利用に伴いキャリアとの関係で事務手数料その他の料金負担が発生する場合は、ご利用者にてご負担いただきます。

第11条（補償の例外）

□前条にかかわらず、次の各号に掲げる場合には補償を受けることはできません。

(1)補償請求事由が補償対象期間外に発生したものであるとき

(2)補償請求事由が登録電話機等の紛失である場合に、登録電話機等が補償のお申込み以前に発見されたとき

(3)登録電話機等における補償対象事故の発生を理由として、当社または他社が提供する他のアフターサービスを既に利用されているとき

(4)補償請求事由が登録電話機等の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の破損にとどまり登録電話機等の機能に影響が生じていないものであるとき

(5)登録電話機等が加工、改造、解析(ルート化等を含みます)されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき

(6)補償請求事由が登録電話機等または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メール等データ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき

(7)補償請求事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき

(8)補償請求事由がご利用者またはご利用者より正当な権限を与えられた登録電話機等の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき

(9)補償請求事由が自然災害によるものであるとき

(10)補償請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき

(11)補償請求事由が差押え等の国または地方公共団体等の官公庁(日本国内外を問いません)による公権力の行使により発生したものであるとき

(12)当サービス申し込みや補償でお渡し後翌日から3か月間ほどの短期間紛失や交換後の旧端末の回収拒否などの故意とみられる事案があったとき(当社で判断させていただきます)

□本サービスは、登録電話機等の紛失等に起因する登録電話機等の不正使用によってご利用者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

(13)本サービスの利用につきましては、各補償サービスに該当するプランにご加入頂いて

いる事が必要なため、修理又は再生品交換時に加入プランが異なる場合には、不足額のご入金又は、サービスのご利用を承ることはできません。

加入情報につきましてはノジマモバイル会員サイトで情報確認または当社店舗窓口でご確認ください。

(14)バッテリー補償による交換においては破損時においては補償の対象外となります。なお、プレミアム補償と同時申し込み時は受付可となります

第 12 条（再生品交換サービスのご利用方法）

□ご利用者が補償の方法として、交換電話機等との交換を選択した場合、本サービスにより当社が供給する交換電話機等の機種は当社にて指定し、端末のご用意には 3 営業日前後を要します。

□原則、同型番機種への交換をさせていただきます。現行品の場合は原則として同商品、同色にてご対応させていただきます。（ただし在庫が無い場合や売切れ時は同等以上の物をご案内させていただきます。その場合、型番や色、OS バージョンを保証するものではございません。）

□補償対象事故が発生した場合、ご利用者に当社の店舗へご来店いただき、必要な手続をとっていただく必要があります。

□交換電話機等の交付方法は店頭受取のみとなります。交換電話機等に初期不良とみられる不具合があった場合、受取から 14 日以内に申告いただければ、交換対応を行うものとします。ただし、受取から 1 か月以内の交換対応とする。

□交換電話機等は、キャリアが実施する下取り、SIM ロック解除等のサービスの対象外となる可能性があります。

□交換電話機等について紛失又は盗難にあった場合は当社に申告の上、必要書類についてご提出いただきます

□紛失の場合 (apple) iPhone を探す機能が ON にしていることが条件となります。

第 13 条（修理代金還元サービスのご利用方法）

□ご利用者が補償の方法として修理代金相当額のポイントによる還元を選ばれた場合、指定する金額相当分をポイントにて付与するものとします。

□ポイントの付与にあたっては、ご利用者自身でキャリア、製造メーカー、もしくは正規サービスプロバイダにて修理受付をし、修理代金の領収書、もしくはそれに準ずる書類を当社店舗に持参いただく必要があります。

□キャリア、製造メーカー、正規サービスプロバイダ以外の拠点での修理に対しては、ポイントによる還元を行わないものとします。

□還元されるポイントは、修理代金の税込金額端数を切り上げたポイントになり、定めた最大還元金額をその上限とします。

□修理時に、ご利用者よりお申し出があれば、当社指定の代替機を貸し出すこととします。ただし、当社指定の代替機を用意するにあたっては、3 営業日前後を要します。

□『貸与端末を、理由の如何を問わず、破損・水没等により毀損、滅失又は紛失した場合、貸出機のご負担金として 22,000 円(税込)を一律にてご請求致します。

□バッテリー補償ご加入時の交換電話機等は、バッテリー最大量 95%目安の端末と交換をさせていただきます(最低 90%以上)。なお、未加入の場合には、バッテリー最大量は 90%目安となります。

第 14 条（補償の申込期限）

□補償のお申込みは、補償対象事故が発生してから 30 日以内に行っていただく必要があります。

第 15 条（禁止事項）

□ご利用者は、本サービスのご利用にあたり次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1)本サービスの利用申込時、本サービスにおける補償の申込時、その他本サービスのご利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
- (2)本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (3)サービス利用契約により生じた権利若しくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、当社の承諾なく第三者に譲渡若しくは承継する行為。
- (4)他のお客様による本サービスの利用を妨害する行為。
- (5)当社または第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (6)犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (7)上記各号の他、法令、規則、公序良俗または本約款に違反する行為並びにそのおそれのある行為。

□ご利用者が前項に定める禁止行為を行った場合、当社は相当な期間を定めて催告することにより、ご利用者との間のサービス利用契約を解除できるものとします。

第 16 条（データの移行）

□当社が本サービスに基づきご利用者に対し交換電話機等を交付し、もしくは登録電話機等の修理後にデータの移行が必要な場合は、当社にて旧電話機等から交換電話機等へのデータ移行を行うものとします。その場合、交換電話機等について、本サービスの契約時に行った内容と同等の設定を行うものとします。なお、修理後、修理の対象となった登録電話機等は初期化されますので、ご注意ください。

□前項の規定にかかわらず、旧電話機等のバックアップデータが存在しない場合、各種アカウント情報等が不明で復元が不可能な場合その他当社にてデータを移行することが困難である場合には、当社は前項に定める義務を負わないものとします。

□本サービスは、旧電話機等のデータのバックアップ、ご利用者のアカウント情報の管理等をお約束するものではありません。必要な場合には、ご利用者自身において控えていただく必要があります。

第 17 条（本約款の内容の変更）

□当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、ご利用者様の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更できるものとします。

(1)本約款の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき。

(2)本約款の変更が、サービス利用契約を締結した目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

□当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及びその効力発生日をご利用者に電子メール等当社が適当と認める方法により通知します

□変更後の利用約款の効力発生日以降にご利用者が本サービスを利用したときは、ご利用者は、利用約款の変更に同意したものとみなします。

第 18 条（合意管轄）

□お客様と当社との間で本サービスまたは本約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。